

令和 4 年 9 月 29 日 開催

令 和 4 年

第 9 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和4年第9回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月29日（木）開会 14：00 閉会 15：00

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	大槻 實男	4番	川村 稔
1番	西浦 克彦	6番	佐藤 勉
2番	立藏 義春	7番	近江 政夫
3番	八戸 千修	8番	山田 美代子
		9番	菅原 秀樹

以上9名

4 事務局出席者

事務局長	松浦 真人	農地課長	加藤 秀紀
局次長	榎本 剛	主査	河合 直樹

以上4名

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第3号 函館市農作業労働者標準賃金の改定について

報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

14：00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和4年第9回農業委員会総会を開会いたします。
まず、はじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員はご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案3件、報告1件、計1件となっております。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
それでは、本日の日程に進みます。
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員には、1番西浦委員、2番立藏委員の両名を指名いたします。
よろしくお願ひいたします。
次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の2ページをお開き願います。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。
本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の賃貸借による権利設定の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。
3ページをお開き願います。
番号1でございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万平方メートル。
権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。
申請理由は、貸主が相手方要望、借主が新規就農となっております。
なお、このページの下段が箇所図、4ページが調査書となってございます。
以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。
次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思

います。

それでは、調査委員を代表して 6 番佐藤委員からご報告願います。

6 番（佐藤委員）

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について番号 1 に係る現地調査結果ですが、この案件について、立藏委員、近江委員と私を合わせた農業委員 3 名と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 について農地の賃借権設定に対する判断基準の要件について申請書に基づき、借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて事務局から説明を受け、調査委員 3 人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第 1 号の調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、日程第 3 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の 5 ページをご覧願います。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により申し出のあった利用権設定 1 件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

議案書の 6 ページをご覧願います。

番号 1 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2 万千 8 19 平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は使用貸借権、利用目的は、畑、利用権の始期は、令和 4 年 10 月 1 日、終期は、令和 14 年 9 月 30 日、申請理由は利用権の再設定となってございます。

なお、このページの下段が箇所図、7 ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日におこなわれました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6 番佐藤委員から、ご報告願います。

6 番（佐藤委員）

議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号 1 に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 について農地の利用権設定に対する判断基準の要件について申請書に基づき、資料を確認し、貸主および借主の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員 3 人が確認、判断できる範囲で検討した結果計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第 2 号の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

4番（川村委員）

7ページの調査書なんんですけど、抹消の箇所が違うのではないか。

議長（大槻会長）

これから気をつけて指導していきます。

あと他にご質問などございませんか。

ご発言がないようですので、ただ今の議題となっておりました議案第2号農用地利用集積計画の決定については今、皆さんに言われたとおりきちっと直しまして決定させていただきます。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第4議案第3号「函館市農作業労働者標準賃金の改定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の8ページをご覧願います。

議案第3号「函館市農作業労働者標準賃金の改定について」をご説明申し上げます。

本件については、去る8月8日に開催された「北海道地方最低賃金審議会」において、道内の最低賃金を、現在の時給889円から、31円引き上げ、920円とする旨決定し、当該額については、10月2日から適用されることから、現在、当委員会で定めている「函館市農作業労働者標準賃金」の改定について審議を求めるものでございます。

この農作業労働者標準賃金額とは、農作業における委託者および受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額として定めたものでございます。

9ページをお開き願います。

上の表が、本市の標準賃金額でありまして、令和3年10月1日に改定となった北海道最低賃金の時給889円と同額に設定されたものでございます。

また、例年、4月に本市、北斗市および七飯町の委員会で組織する渡島平野地区農家労働力対策協議会において、それぞれの委員会の標準賃金額を持ち寄り、協議した上で、額の決定をしておりますが、その額についても、北海道の最低賃金と同額となっております。

このため、下の表の改定案につきましては、来月の10月2日から改定となる北海道最低賃金と同額の時給920円を（案）としております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、今年度の函館市農作業労働者標準賃金について審議したいと思います。

この（案）について各委員から、何かご意見などご発言ございませんか。

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「函館市農作業労働者標準賃金の改定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、案のとおり最低賃金に合わせることとし、時給920円とするご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

なお、本件については、農業委員会ホームページにて公表しておりますので、本日の決定額で更新いたします。

次に、日程第5、報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の10ページをご覧願います。

報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

11ページをお開き願います。

このページの番号 1 から 12 ページの番号 2 まで市街化区域 1 件、市街化調整区域 1 件、計 2 件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議長（大槻会長）

最後に、その他ですが、4点お話をございます。

まず、1点目ですが、9月1日木曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容について、ご説明申し上げます。本調査は、旧・函館地区を対象に、佐藤推進委員、金澤推進委員、松岡推進委員の3名と事務局職員により実施しており、調査結果については、「把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかった。」との報告内容でございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、発言がないようですので、本件について終わります。

続いて、2点目ですが、次回の総会は、10月27日木曜日午後2時から市役所8階第2会議室において開催いたします。

また、議案の締切日は、10月5日水曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、10月20日木曜日午後1時からとなります。

それでは、10月の現地調査委員を指名いたします。

1番西浦委員 8番山田委員 9番菅原委員以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

15：00 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 西浦克彦

署名委員 立藏義春